

# 義務教育諸学校の 体制充実および運営改善を図るための 法律改正を考える

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

山崎 洋介

## 内容

はじめに .....	1
1、平成 29 年度の教職員定数関連予算の内容.....	1
2、義務教育諸学校の体制充実および運営改善を図るための法律改正の内容と考察.....	2
(1) 義務標準法改正(3 条、7 条) .....	2
(2) 義務教育費国庫負担法改正(2 条) .....	6
(3) 義務標準法改正(15 条)、地教行法改正(目次、4 条) 共同学校事務室について .....	7
(4) 学校教育法改正(37 条) 就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供推進に関する法律改正(14 条)「事務職員は事務をつかさどる」について .....	8
(5) 地教行法改正(4 条) 学校運営協議会の設置努力義務化について .....	9
(6) 社会教育法改正(目次、5 条、6 条、9 条) 地域学校協働活動について .....	10
おわりに .....	10

【資料】法改正までの「チーム学校」に関する施策の経過

## はじめに

2017年3月27日、平成29年度予算が成立した。同日、「義務教育諸学校の体制充実および運営改善を図るための法律改正」として平成29年度文科省予算の執行に係る義務標準法など9つの法律改正案も可決成立した。

通級指導、外国人児童・生徒指等導、初任者研修のための指導教員の定数を、従来の「国庫加配定数」から「基礎定数」へ変更する義務標準法改正のみが注目されているが、今回の法改正は、その他にも共同学校事務室、不登校児童生徒への特別指導教育課程、学校運営協議会、地域学校協働活動など、慎重に検討されるべき多くの問題点を含んでいる。しかし、それらの内容、国会審議の様子などがほとんど報道されることなく、全会一致で成立した。

今後教育現場に現れる状況を注視しつつ、平成29年度文科省予算と義務教育諸学校の体制充実および運営改善を図るための諸法律改正についての考察を試みたい。

## 1、平成29年度の教職員定数関連予算の内容

平成29年度文科省予算における教職員定数関連予算の内容は以下のとおりである。

### 教職員定数全体で+868人改善

#### 【国庫加配定数の一部基礎定数化により +473人】

○発達障害のある子どもを通常学級で教える「通級指導」(+452人)

実質+602人となるが、特別支援学級から通級指導への移行により150人の「政策減」を見込む

○外国人児童・生徒への外国人児童・生徒指等導充実(+47人)

○初任者研修体制の充実(+75人)

指導方法工夫改善加配の一部を基礎定数化による「自然減」(101人)

義務標準法改正により、今後H29~38年までの10年間に2万人弱を順次基礎定数化の方針

(少人数指導9500人、通級指導5200人、外国人児童・生徒指等導1270人、初任者研修体制3459人など)

#### 【国庫加配定数増 +395人】

○いじめや不登校への対応(+25人)

○貧困などによる学力課題の解消(+50人)

○統合校・小規模校への支援(+75人)

○主体的・対話的な深い学びの充実(+10人)

○養護教諭(+10人)、栄養教諭(+10人)

事務職員(+50人) 共同事務室等共同事務実施体制強化

○小学校専科(外国語、理科、体育など)指導の充実(+165人)

#### その他

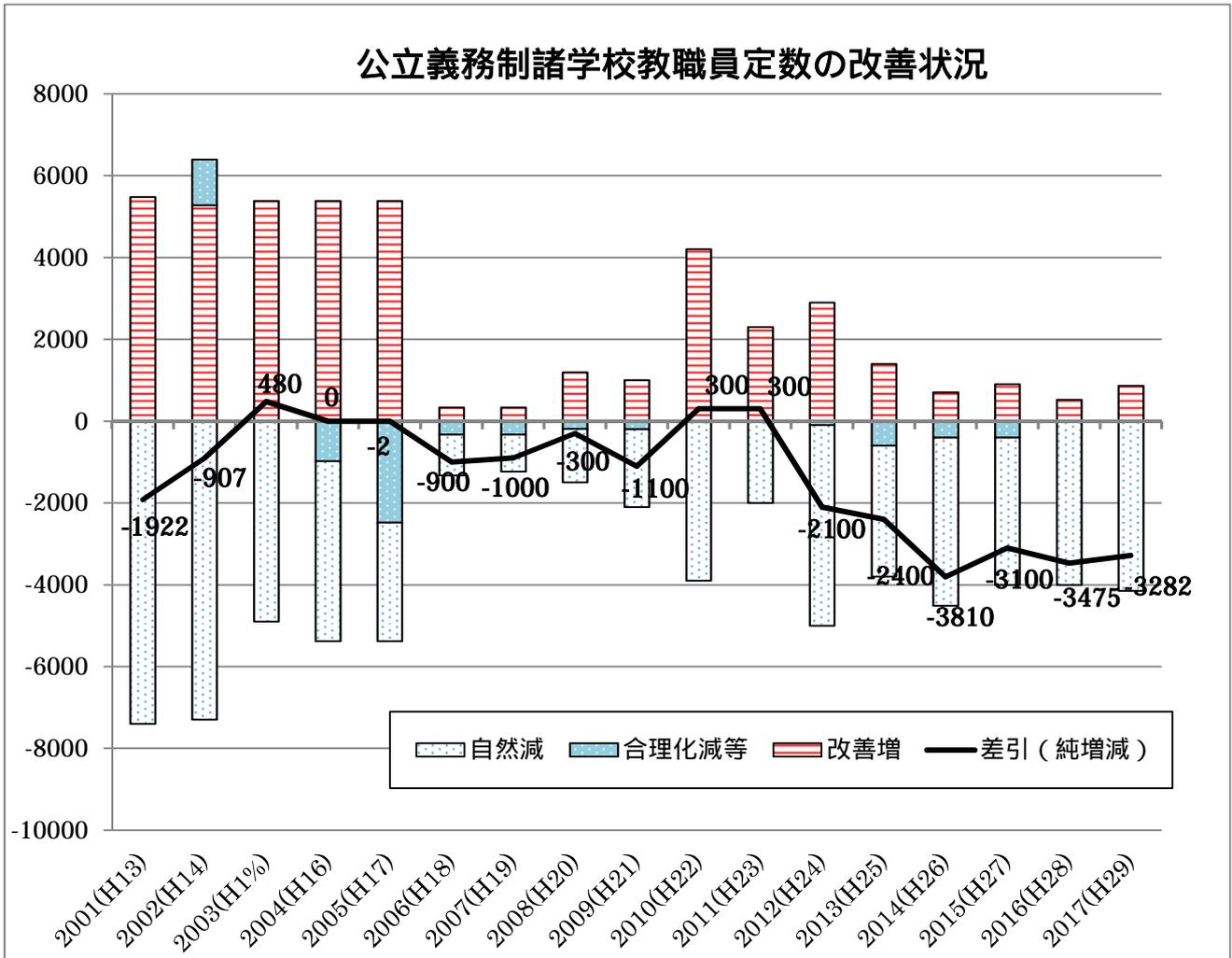
○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 58億円(+3億円)

補習等のための指導員等派遣事業 46億円(1億円)

○帰国・外国人児童生徒等教育の推進 2.6億円(+3千万円)など

教職員定数 + 868 人の改善といっても、児童生徒減少により教職員定数が 4150 人の「自然減」となるため、差引として教職員定数全体では 3282 人の減となる見込みである。そのため、公立義務制諸学校の教職員給与の三分の一を国庫負担する義務教育国庫負担金についての平成 29 年度予算総額は、1 兆 5248 億円となり、平成 28 年度予算と比べて 22 億円の減となった。

世界一忙しいとされる教職員の勤務状況の改善のためにも、指導困難を極めている様々な教育諸課題の解決のためにも、教職員定数の抜本的な改善を願う教育現場の要求に応えるものとはなっていない。



2001 年度から 2017 年度までの文科省予算でみた教職員定数改善状況をグラフにしたもの。グラフは前年度定数を「0」として前年度に対する各年度の改善状況を表現している。2001 年度から 2017 年度の実際の教職員定数は、2 万 3218 人の減となる。

## 2、義務教育諸学校の体制充実および運営改善を図るための法律改正の内容と考察

### (1) 義務標準法改正 (3 条、7 条)

児童生徒数に応じて算定する教職員定数について

## 基礎定数の追加（7条関係）

（小中学校）

○学校の児童生徒数に応じて教員数を算定

児童生徒数 200～299 人の学校数に 0.25 を乗じた数

300～599 人	0.50
600～799 人	0.75
800～1199 人	1.00
1200 人～	1.25

少人数学級にも活用される指導工夫改善加配教員の「自然減」を狙うもの

これは、国庫加配定数（指導方法工夫改善加配教員）の一部（9500 人）を基礎定数化するための法改正である。不安定で配当基準のあいまいな国庫加配定数が、算定基準の明確な基礎定数化すること自体は評価できる。このことは、ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会（以下、調べる会）として長年主張してきたことであった。

しかし、予算分の教員定数が「自然減」により - 101 人となることでもわかるように、この算定基準により今後少子化が進めば、指導工夫改善加配教員が、削減されていくことは目に見えている。財務省の狙いはまさにそこにあると考えられる。

特に、指導方法工夫改善加配教員は、地方裁量による少人数学級制実施に活用されている例が多い。基礎定数化による「自然減」は、これまで主に国庫加配定数を使って実施されてきた地方裁量少人数学級制の縮小後退をもたらし、学校教育のゆとりを奪う結果となる危険性が高い。

教職員給与費の児童生徒数算定への布石となる危険性

そして、これまで教員の基礎定数の算定は学級数を基礎としてきたが、それが、学校の児童生徒数を算定基準となるということは、大きな問題をはらむ。財務省は、教育費の削減のために、以前から教員給与算定の基準を学級数から児童生徒数に変更することを狙っており、今回の改正案がその布石になる危険性がある。

学級数が算定基礎ならば、小規模校で学級の児童生徒数がたった 1 名でも教員 1 名が配置されてきたが、それが児童生徒数を算定基準とするものに変えられていくことになると、小規模校は財政的に存続することができなくなる。それは急速に進む学校統廃合をますます加速させる結果となるだろう。

施策誘導のための加配教員に活用される危険性

今回改正の新たな基礎定数化は、単に「児童生徒の数に応じて」定数を算定するとあるだけで、その目的は示されていない。また、乗ずる数が整数ではないことで、その規模の学校に必ず配置されることにもならない。そのため、改正時の目的とは異なる目的で、教育委員会が施策誘導のために「持ち駒」的に活用する加配教員とされてしまう危険性もある。

## 通級指導、外国人児童・生徒指導、初任者研修の教員の基礎定数化について

### 基礎定数の追加

(小中学校)(7条関係)

○障害に応じた特別の指導(政令に定める) 通級指導 を受ける児童生徒数に 1/13 を乗じた数

○日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導(政令に定める) 外国人児童・生徒指導 に対する日本語指導 を受ける児童生徒数に 1/18 を乗じた数

○初任者研修を受ける教員数に 1/6 を乗じた数

(特別支援学校)(11条関係)

○日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導(政令に定める) を受ける児童生徒数に 1/18 を乗じた数

○初任者研修を受ける者に 1/6 を乗じた数

### 国庫加配定数の変更(15条関係)

○【削除】障害のある児童生徒に対する特別の指導への加配

基礎定数化は評価できるが、算定方法などに問題がある

これが、今回の法改正と平成 29 年度予算の目玉であるとされている部分である。従来国庫加配定数で措置されてきた通級指導教員を、対象児童生徒 13 人に教員 1 人の割合の算定基準で基礎定数化することにより、平成 28 年度通級指導加配定数と比べて +602 人ほど増やすと文科省に説明されている。しかし、特別支援学級から通級指導への移行による「政策減」(-150 人)と相殺して +552 人と見込んでいる。

外国人子女に対する日本語指導教員、初任者研修担当教員も、これまでは国庫加配定数として措置されてきたものが、今回基礎定数化される。

配当基準があいまいで、国や自治体の施策誘導に使われやすい国庫加配定数の基礎定数化は、以前より調べる会が主張してきたことであり、基本的には評価したい。基礎定数化により、安定的な教職員定数確保が可能となり、非正規教員の正規化も期待できる。特に通級指導、日本語指導の教員基礎定数化は、そのニーズの増加に対応しきれていない現状を改善する画期的な措置になりえるものである。

しかし、通級指導対象児童生徒 13 人に 1 人、日本語指導対象児童生徒 18 人に 1 人、初任者研修対象者 6 人に 1 人という算定基準の設定は、その算定根拠が明確に示されておらず、現状改善となる保証はないといえる。

また、算定基準の「通級指導対象児童生徒 13 人に 1 人」とは、特別支援学級の学級編制標準のように一学級の児童生徒数の上限値ではなく、その都道府県の対象児童生徒総数の 13 分の 1 の数を配当するという意味である。そのため、対象児童生徒が存在するすべての学校に安定して通級指導教室が開設されることにはならないであろう。通級指導教室の開設・維持のための教員配置を優先することになれば、非正規や非常勤での配置が進められることも考えられる。

基礎定数化するというなら、通級指導教室の仕組みを普通学級・特別支援学級のように児童生徒数の上限で定める必要がある。なぜなら、児童生徒の成長を図るには、所属学級の担任や他の教科指導教員、同級の児童生徒との関係などを総合して指導する必要があるからだ。リアルな現状分析とともに、通級指導等の充実発展となる教職員配置が研究されなければならないだろう。

真のねらいは教職員のリストラか？

この基礎定数化は今後 10 年かけて段階的に実施する方針だという。当初、なぜ 10 年かけて行う必要があるのか、その理由がよくわからなかった。それは、以下のようなねらいがあるからではないのか？

少子化により減少し続ける児童生徒数の中で、増加傾向にある特別支援学校、特別支援学級の在籍児童生徒を減らすために、その入学・入級基準を厳しくする。特に小 1 への就学時、中 1 への進学時に、従来なら入学・入級していた特に自閉症・情緒学級の対象児童生徒を、特別支援学校から地域の小中学校の特別支援学級へ、そして特別支援学級の対象児童を通級指導へと誘導する。それを平成 30 年度から 9 年実施すれば完成する。そのための通級指導教員の養成、特別支援学校と特別支援学級の体制づくりに平成 29 年度からとりかかる。

現行の小中学校の特別支援学級の学級編制標準は 8 名である。(都道府県独自措置により 6 名のところもある)基準の厳格化により、児童生徒を特別支援学級から 13 人に 1 人の教員が担当する通級指導へと誘導することができれば、特別支援学級の担当教員の給与費を削減することができる。

文科省は、平成 28 年度の通級指導担当教員が対象児童生徒数 16.5 人に 1 人の割合であったため、それを 10 年後には 13 人に 1 人にする定数改善となると説明しているが、上記のような誘導が行われれば、全体としての教職員給与費を大幅に削減することができるわけである。

もし、今回の予算と法改正のねらいが上記のようなところにあるのなら、学校教育に大きな影響を及ぼすのは間違いない。それは、特別支援教育の充実という目的からも、問題をはらむものとなるのではないかと危惧をする。

初任者研修のための教員の基礎定数化には問題

初任者研修のための教員を基礎定数化することには、問題がある。

そもそも初任者研修制度そのものに問題点が多い。研修内容と、補充職員の勤務内容のあり方が、本来の目的である児童生徒に対する教育内容の充実に資するものとなるよう検討が必要である。

初任者が配属された学校では、当該学校を所管する教育委員会により、校内の教員のうちから、初任者に対して学習指導、学級経営等の教員の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う指導教員が任命され、校内研修に当たることとされている。

中学校においては、教育職員免許法に基づき、教員の免許状は国語、社会、数学等の各教科について授与されるものとされていて、それぞれの教科ごとに当該免許状を有する教員による教育が行われている。このため、初任者と指導教員の免許教科が異なる場合には、教科内容について指導及び助言を行うことができないことから、指導教員とは別に、初任者と同じ免許教科の教員が教科指導員として任命され、教科内容について年間を通して責任をもって系統的に指導及び助言を行うものとされている。

義務標準法における初任者研修に係る指導教員定数の加配措置は、初任者が 2 人又は 3 人配属された学校に教員 1 人を加配するものであった。その他に教員研修事業費等補助金(初任者研修)交付要綱に基づき、都道府県及び指定都市が非常勤講師を配置した場合には、教員研修事業費等補助金を交付されている。1 人配属の学校の場合は、この非常勤講師が指導教員や教科指導員を務める場合もある。また、初任者や指導教員の校外研修時に非常勤講師が初任者や指導教員の担任している授業を代行するなどしている。

こうした教員配置の上で、校内研修については、地域に初任者研修の拠点校を設け、その学校に初任

者指導教員を配置して拠点校を含む地域の複数の学校に分散して配置されている初任者の指導に当たる「拠点校方式」がとられてきた。しかし、文科省は、「一人の初任者指導教員は、通常、一人の初任者に対して週1回程度しか指導に当たれず、初任者に対し継続的に十分な指導を行うことが困難」などと問題点を指摘し、経験豊富な指導教員（メンター）が学校に常時指導助言を行う「メンター制度」に加え、指導力の高い教員や再任用のOBが担任する学級に初任者を副担任にする「ジョブ・シャドウイング」を取り入れるとしている。

今回の改正は、それらの実現のための財政的措置だといえる。研修だけでなく、教員養成と採用に係る基幹的な部分に関わる「教職員支援機構」、教員採用試験の共通化や、教員養成系大学、教委、校長会などが構成員となり、教員育成指標などを検討する「教員育成協議会」、特別免許状の授与基準を見直し、多様な人材が教育現場で指導できるように整備した教員免許法改正などの「教員の養成・採用・研修の一体的な制度改革」の一環である初任者研修制度の改革について今後注視していく必要がある。

## （2）義務教育費国庫負担法改正（2条）

不登校児童生徒への特別指導教育課程の教職員給与費の国庫負担化について  
夜間学校等の教職員給与の国庫負担化について

（2条関係）

○不登校児童生徒に対する特別指導を行う教育課程の教職員給与費を国庫負担

○夜間や特別の時間における主として学齢を超過した者へ指導を行う教育課程の教職員給与を国庫負担化

基本的に評価できるが、不登校児童生徒特別指導を行う教育課程に関しては慎重な論議が必要

夜間中学の部分については、異論はない。むしろ、今まで国庫負担化していなかったことが不備であった。国庫負担化により、現在主に自治体の努力により進められている夜間中学などの取組がますます充実発展されることが期待できる。

不登校の児童生徒に対する特別指導を行う教育課程実施については、教育機会確保法の論議を踏まえても、慎重な論議を必要とするだろう。教育機会確保法は、不登校の子の教育機会確保のための施策を国、自治体の「責務」とし、「必要な財政上の措置を講じるよう努める」とした。不登校の子に配慮した教育課程の「不登校特例校」や、学校復帰の指導をする自治体の「教育支援センター」の整備に努めることも掲げている。今回の国庫負担法改正は、それに対応したものと思われる。

基本的に国庫負担化することには意義があるものの、「不登校特例校」や「教育支援センター」のあり方などについては、個別の議論が必要であろう。

## 義務標準法・義務教育費国庫負担法改正全般に関して

改正にあたって、学校の指導・運営体制の「充実」を図るうえで、現状についての分析があまりに乏しく、抜本的な改正になっていないと考える。

地方裁量での「少人数学級制」によって、逆に教育条件水準の低下が起こっている問題

2001年義務標準法改正によって非常勤講師や短時間勤務職員が増加して、極端に給与の低い教員が置かれている問題

2004年の国庫負担最高限度政令改正による総額裁量制導入で、非正規教職員が急激に増加した問題  
2006年の国庫負担法の改正により教職員給与費に対する国の負担率が1/2から1/3に引き下げられ(都道府県負担は、1/2から2/3に引き上げられ)地方財政が圧迫されている問題(結果として、更に非正規任用や非常勤化が増加)

2011年の義務標準法改正によって、都道府県の学級編成基準が「標準」とされ、また「事後届け出制」とされたこととも関連して、都道府県基準を下回る(基準より多い児童生徒数で)学級編制が行われるケースが発生している問題

など起こっているが、そのような実態の改善には、全くふれられていない。雑誌や新聞等でも取り上げられるようになった教職員のブラックな働き方、病休や産育休の代替えの職員が見つからないといった状態も、これらの制度変更がもたらした結果であるといえる。

したがって、～のような運用を生んでいる法制度の手直しと、十分な財政を保障する教育財政制度の確立のために、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実拡充を目指すべきである。そして、抜本的な教育条件改善のためには、やはり学級編制標準の改善による少人数学級化、乗ずる数改善など教職員定数算定基準の改善など基礎定数の充実が求められる。

### (3) 義務標準法改正(15条)、地教行法改正(目次、4条)共同学校事務室について

義務標準法改正 国庫加配定数の変更(15条関係)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(目次、4条関係)

#### 【義務標準法15条追加】

○二以上の学校に係る事務を共同処理する共同事務室が置かれている学校への加配

#### 【地教行法目次、4条に追加】

教育機関への「共同学校事務室」の追加

○二以上の学校に係る事務(共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令に定める)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織

○室務をつかさどる室長と所要の職員を置く(共同処理する学校の事務職員を充てる)

国庫加配定数の事由に、「共同学校事務室」を明示することは問題

国庫加配定数の事由に、「共同学校事務室」を明示することには問題が多い。

実質的には、学校事務のセンター化である。設置場所を一つの学校にするだけで、学校給食のセンター化と同じ「費用削減策」を狙っているものである。

このための加配措置を行うとのことだが、事務職員の定数に関する限り、国庫加配はほとんど意味を持たないくらい基本的な定数配置が削られている。(2016年度 全国の学校事務職員定数 32387人に対し、実数 31417人)この問題についての文科省の指導は、全く行われていない。

学校事務職員の任用は、一部の都府県を除き、専任職員としての任用が行われている。それは、一般の行政事務とは異なり、大人(職員・保護者等)だけを対象とした仕事ではなく、子ども(児童生徒)とも関わる仕事という特殊性を持っているからである。

具体的な事務室業務に則して考えれば、まず学校事務業務には学校内部での予算管理などの教職員相互の理解が不可欠のもの、職員の服務・厚生など、教職員との直接の連絡・相談が必要なものがある。

これは、授業の合間の短時間に行えるものばかりではなく、昼の休憩時間を利用して行われるものなど、勤務時間の変則性を伴うものである。

また、保護者からの欠席届を電話で受けたりする中で、状況を判断して担任に連絡することもある。学校行事の問合せ等には、単に回答するだけでなく、教員との間をつなぐような役割も果たすこともある。（連絡方法の改善や、注意喚起のお願いなど）

さらには、管理職と一般教職員との橋渡し役も、学校事務職員の意外な側面である。管理面の法律などについては、ある意味では管理職よりも知識の蓄積があり、双方の理解が食い違うことなく、スムーズな運営に一役買うといった場面もある。

児童生徒との関係では、器物破損といった問題行動の場面では、即修理等の対応のため現場の確認や、業者への連絡等は当然の業務だが、担任以外、管理職以外の学校財務担当職員として（教員とは違う大人＝担任は子どもにとっては親のような存在）子どもと相対し、説明を求め、自省を促すという教育的役割も担う。破損の状況によっては、施設設備そのものに問題があるケースもあるので、改善のための方策を管理職や他の職員、教育委員会とも相談しながら、予算の確保も含め検討したりする。

そして、学校納入金（預り金）の徴収状況なども含めて、保護者の状況と子どもの状況を、担任とは違う視点でとらえる場面もあり、保護者と担任との橋渡しをすることもある。これらの役割は、常時学校に勤務していて可能となる役割であろう。

学校外において集中的に行う方が効率的という理由で、特定の業務を除くことになれば、学校内で行う業務は減ることになるので、常時勤務の根拠を失う。結果として、学校に置く事務職員は非常勤化が予測されるが（現に東京都でその方式が取り入れられようとしている）、そうなれば、上記のような「学校事務」の役割は果たせなくなるだろう。

すでに、「事務の効率化」という理由で加配が行われ、「学校事務の共同実施」などと称される方式で、かなりの県で実施されている。これを、地教行法にも明示し、加配理由にも明示すると、従来の「共同実施」とは異なる次元のものに変わる可能性がある。「共同学校事務室」は、遠からず、学校給食センターの民間委託と同じ運命をたどることになるのではないか。

共同事務室の室長が、学校事務職員でない場合もありうるのも問題である。

（４）学校教育法改正（37条）就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供推進に関する法律改正（14条）「事務職員は事務をつかさどる」について

学校教育法改正（37条）

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供推進に関する法律改正（14条）

○事務職員は「事務に従事する」「事務をつかさどる」

「つかさどる」とは、掌握してとりまとめること。「従事する」よりも主体的で中心的な意味を付け加えていると解釈できる。

改正は当然だが、共同学校事務室設置と引き換えの改正には疑問

事務職員は事務に「従事する」を、「つかさどる」と変更するのは、上記（１）で詳述したとおりの業務実態がある以上当然であるし、この実態を“追認”したとも言えるものであろう。

ただ、この変更が「共同学校事務室」の設置と同時に（引き換えで）行われるのは疑問がある。もし

も、学校から切り離され集中された業務のみを「つかさど」り、学校に残された業務はその対象外となるなら、学校に配属される事務職員は、実態としても「従事する」だけになってしまうこととなる。

#### 4、学校運営協議会、地域学校協働活動に関する改正について

##### (5) 地教行法改正(4条) 学校運営協議会の設置努力義務化について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正

###### 学校運営協議会の設置努力義務化(4条関係)

- 教育委員会は、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない
- 委員は以下の者から教育委員会が任命する
  - ・地域住民 ・保護者
  - ・地域学校協働活動推進員など学校運営に資する活動を行う者
  - ・その他教育委員会が必要と認める者
- 校長は委員の任免に関する意見を教育委員会に申し出ることができる
- 校長は学校運営に関し教育課程編制などの基本方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない
- 学校運営協議会は、運営への必要な支援に関し、住民、児童生徒、保護者その他の関係者への理解を深めるとともに、協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努める
- 学校運営協議会は、学校運営に意見を述べるができる
- 学校運営協議会は、職員の採用その他任用に関して意見を述べるができる(県費教職員に関しては市町村教委を経由する)
- 職員の任命権者は、職員の任用にあたり、述べられた意見を尊重する
- 学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより学校運営に支障が生じ、または生じる恐れがある場合は、教育委員会は必要な措置を講じなければならない

「コミュニティ・スクール」構想の具体化であり、学校への圧力、介入となる危険も

「学校運営協議会」という組織を、市町村教育委員会と学校との間に設置することを、教育委員会の努力義務とした。現在、一部の学校を指定して設置されているが、これが全ての学校に設置するようにすすめられることになる。

学校運営協議会は、文科省がすすめるコミュニティ・スクール構想の核となる組織である。文科省によれば、コミュニティ・スクールとは、「学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え『地域とともにある学校づくり』を進める仕組み」である。学校運営協議会では、教育課程の承認が行われ、教職員の採用や任用についての意見がまとめられ、教育委員会はそれを「尊重する」とされている。

この学校運営協議会の最大の問題点は、学校の当事者である校長、教職員が協議会の一員とされていないことである。学校運営協議会は、学校運営に意見を述べるができるが、特に職員の採用その他任用に関して意見を述べるができるという部分は、学校教育への圧力や介入になる危険性が大きいと思われる。

また、学校運営協議会の委員が教育委員会の任命で決まることは、教育委員会の恣意的な選考を許し、運営協が教育委員会の下請け機関となる危険性もある。教育にはさまざまな考え方があり、委員は選挙で選ばれる諸外国のように、公正な基準のもと民主的な手続きをへて選ばれるようにすべきであろう。

現状の学校運営協議会の実態は、地域によりかなり違いがあるが、運営面での教職員の負担が大きい  
ため縮小を求める声大きい。今回の法改正により学校運営協議会という運営形態だけを押しつけるの  
ではなく、柔軟な形態と多様性を認めて、地域や児童生徒、教職員の声が生かされるような取り組みを  
推進することが求められる。

#### (6) 社会教育法改正(目次、5条、6条、9条) 地域学校協働活動について

##### 地域学校協働活動

○市町村教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う「地域学校協働活動」が地域住  
民の積極的な参加を得て学校との適切な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民と学  
校との連携協力体制の整備、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする

○教育委員会は、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから地域学校協働活動推進委員を委  
嘱することができる

○地域学校協働推進委員は、教育委員会の施策に協力し、地域住民と学校との間の情報の共有を図ると  
ともに、活動を行う地域住民に対する助言その他援助を行う

「チーム学校」構想の具体化であり問題をはらむ

教育委員会の事務として、「地域学校協働活動」が新設される。また、この活動を推進するための「地  
域学校協働活動推進員」という制度も新設される。

これらは、数年前から構想されている「チーム学校」を具体的に法に盛り込むという性格のものと思  
われる。文科省が提起している、学習支援やキャリア教育支援、特別な支援が必要な児童生徒のサポ  
ートなどへの地域ボランティアの活用方策と呼応したものと考えられる。

こうした取り組みが、本来ならば免許や専門性を有した教職員の配置により対応すべき教育課題への  
安上がりな「地域人材活用」にされてしまわないように注視しなければならない。

おわりに

第二次安倍内閣の下での教育再生政策が教育条件面でも新たな段階に入ろうとしている。それらが学  
校こわし、地域こわしという方向で教育現場に悪影響を及ぼすことのないようにするには、各地の実態  
をリアルに分析し、研究と運動を広げ、深化させる必要があるだろう。私たちゆとりある教育を求め全  
国の教育条件を調べる会は、さらに学級編制と教職員配置などの教育条件について調査研究を進め、共  
に改善の道をさぐっていきたい。